

山口県第二種免許取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県第二種免許取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地域公共交通の維持・確保を図るため、運転士不足が深刻化している乗合バス及びタクシー事業者（以下「補助対象者」という。）が負担する短時間勤務従業員の第二種免許取得に係る経費を支援することにより、運転士の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(2) タクシー事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(3) 短時間勤務従業員

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間・有期雇用労働者をいう。

(4) 第二種免許

道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する大型第二種免許及び普通第二種免許をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、かつ、短時間勤務従業員（以下「従業員」という。）の第二種免許取得に係る経費を負担した事業者とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を行い、かつ、山口県内に本社又は営業所を有する事業者であること。

(2) 交付申請時及び実績報告時に前号に該当する事業を休止し、又は廃止していないこと。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している者

(4) 役員等（法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらの者と同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合はその代表者、理事その他これらの者と同等の責任を有する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員

イ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用して
いる者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

オ イからエに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象事業)

第5条 補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助上限額は別表1に定めるものとする。ただし、別表2に定めるものについては補助対象経費に含めることができない。

2 知事は、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

3 知事は、当該年度の4月1日以降で交付決定前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(補助金の算出方法等)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額と補助上限額のいずれか低い額とする。ただし、市町等（国は除く）から第二種免許取得支援に係る補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額から当該補助金の額を除いた額又は補助上限額のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記様式第1号によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定める日とする。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第8条 規則第8条第1項の申請書は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、別記様式第2号に、補助事業を廃止しようとするときは、別記様式第3号によらなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告書は、別記様式第4号によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業等が完了した日から31日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は、知事から補助事業の状況について報告を求められたときは、指定する期日までに状況報告書（別記様式第5号）により知事に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、規則第12条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、規則第5条の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第6号によらなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第12条 知事は、事業者が規則第14条各号及び次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) 補助金について不正の行為があったとき。

(4) 第二種免許取得後、県内において3か月以上運転士として雇用できなかったとき。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、事業者に対し補助金の返還を求めるものとする。

2 事業者は前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額
乗合バス事業者	事業者が負担した従業員の第二種免許取得に係る経費 (入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料等)	1 / 2	上限 270 千円/人
タクシー事業者			上限 120 千円/人

(注) 第二種免許取得後、県内において 3 か月以上運転士として雇用するものとする。

別表 2 (第 5 条関係)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税 ・ 第二種免許取得に係る交通費及び宿泊費 ・ 運転免許センターで支払う手数料 (試験手数料、交付手数料等) ・ 自動車事故対策機構に支払う運転者適性診断の手数料
